平安時代の検交替使と朝使

Kenkōtaishi (Envoys Sent as Interim Proxies for Governors in the Provinces) and Court Envoys in the Heian Period

神戸航介

KANBE Kosuke

序

古代国家は地方行政の監察を目的として、さまざまな使者を諸国に派遣することがあった。これらの使者については、主として個別の使者の地方支配を委任する政策に転換したことを受けて全国一斉の遺使は縮小の方向に向かい、受領監察のための個別の遺使も十世紀半ばまでに消滅の方向に向かい、受領監察のための個別の遺使も十世紀半ばまでに消滅するという。朝使派遣制度の大まかな沿革は両氏の論じるとおりでよいするという。朝使派遣制度の大まかな沿革は両氏の論じるとおりでよいと考えるが、十世紀後半以降も実際に派遣された使者として、検交替使と考えるが、十世紀後半以降も実際に派遣された使者として、検交替使と考えるが、十世紀後半以降も実際に派遣された使者として、検交替使と考えるが、十世紀後半以降も実際に派遣された使者として、検交替使と考えるが、十世紀後半以降も実際に派遣された使者として、検交替使と考えるが、十世紀後半以降も実際に派遣された使者として、検交替使と考えるが、十世紀後半以降も実際に派遣された使者として、検交替使と考えるが、十世紀後半以降も実際に派遣された使者として、検交替使と考えるが、十世紀後半以降も実際に派遣された使者として、検交替使と考えるが、十世紀半ばまでに消滅がある。

替使の任命・発遣・帰還報告についての『西宮記』などの記述が、朝使筆者は最近、市氏の著書の書評を呈する機会を得たが、その際に検交

とといい。 ととしたい。 を存住については、従来国司交替制度をめぐる議論の中でとりあげられることはあったが、その派遣に伴う諸政務を扱った研究は存在しない。 ることはあったが、その派遣に伴う諸政務を扱った研究は存在しない。 を替使については、従来国司交替制度をめぐる議論の中でとりあげられる。 しかし、検交替使の選定・出立・帰還等のあり方は、八・九世紀の朝使しかし、検交替使の選定・出立・帰還等のあり方は、八・九世紀の朝使しかし、検交替使の選定・出立・帰還等のあり方は、八・九世紀の朝使ない、その上で八・九世紀の朝使に遡り得る要素を明らかにすることとない、その上で八・九世紀の朝使に遡り得る要素を明らかにすることとない、その上で八・九世紀の朝使に遡り得る要素を明らかにすることとしたい。

西宮記からみた検交替使の選定

替使事、同・定遣検交替使事をあげておく。最も詳細な記事を有する壬生本『西宮記』第十二軸臨時一(甲)・定交最も詳細な記事を有する壬生本『西宮記』第十二軸臨時一(甲)・定交まず検交替使の選定手続き(「検交替使選定儀」と称す)について、

定 交替使 事

大臣。 定 時 結申。非参議大弁於,,突膝,可 遣検交替使 |大臣。》近代以||宣旨 | 下||式部。 載 奏聞、 々々定; | 厶人。 大弁出 紙。 〈有::申文。〉 次給 事 〈損田使亦同。 |内印官符主典| 仰 二大弁。 陣腋 中。 大弁下」史。 書二一定人」又覧。 々々書;;一 使・主典各一 中 略) 使就 両 主典大弁定下。 枚。 人 _ 外 記 於 上 下給時 受 陣座 |召名||之 ||駅鈴 毎度 覧 後

姓厶丸。 大弁取上書二出交替使 前 返給結申 了起座、 皆唱、 《此度随」宣毎度称唯 着 〈申言二ヶ国已上使 随」宣付二爪注。 陣腋 之文、 | 令||清書| 〈預仰」史所」令」 不 者、 還着…陣座、 ||称唯| 検 国々交替 但若一国者、 書。〉 又奉」之。返給結申 着 一使ム国ム官ム 陣座 只結二ム 奉 大

六・下宣旨事などによって補いつつ、 この Ú か、 壬生本 [西宮記] 第十軸臨時二・宣旨事や 次第を復原すると次のようにな 『北山抄』 巻

る

(2) (1) 大弁は陣座で大臣に候補者名簿を見せる。 大臣が奏聞の後、 大弁に命じて史に候補者を書き出させる。 大臣が返給した後

玉 大弁が結ね申す。 のみ選定する場合は 結詞は 玉 「検国々交替之使、 が 国 になる)。 某国某丸官姓名」(一

々

③大臣が口頭で一人を決定する。 このとき大弁は称唯せず、 爪注

⑤主典は後日大弁が選定し、大臣に報告する。 ④大弁は陣腋で清書し、 同じように結ね申す。このときは口頭による裁許のたびに称唯する。 再度大臣に見せる。 返給されたら最初と

(6) 確定した使・主典について、 それぞれ宣旨一枚を式部省に下す。

式部省は使・主典を一枚にまとめた召名を作成し弁官に提出する。

7

8 弁官は内印官符を作成し主典に下す。

奏報は 七年 遣申請 告され、 …以上奏」とあることから、検交替使申請解文は申文の形式で一上に報 せられている。『九条年中行事』 後司が申請する文書のひな型が 任官後出立前に派遣申請を行なうこととされた。この検交替使の派遣を いきたい。まず①について。 介有 以上が検交替使選定儀の概要である。それぞれの手続きを詳細に見て |申文||>」とあるが、この「申文」は新任受領による検交替使の派 (九五三) である。 「可」定 上奏されたことがわかる。 ||造之|| である。(8) 六月十三日宣旨でその申請方法が整備され、 検交替使は後司の申請にもとづいて派遣されるが、 前掲 申一上事に 『朝野群載』巻二十六・諸国公文中に載 『西宮記』定交替使事には「大臣奏聞 なお、 申請を許可する場合の 「申二請交替使」事 新任受領 〈外国 天皇の 天暦

して探している。これを見るに必ずしも立候補ではなく、 諸司官人を歴問し、 年 うである。ここでの候補者選定について補足すると、 でおきたい。この擬使文作成の時点で既に一、二人に絞られていたよ じて候補者を書き出させる。この段階の候補者名簿を「擬使文」と呼ん ら大弁に下され、 人の中から適切な者を選びだすものと考えられる。 上奏を経て天皇の裁許を得た申請解文は、 (一〇二九) 八月二日条では、頭弁が伊予国検交替使の選定にあたり 検交替使の選定がはじまる。(12) また「補任帳」 (全任官者のリスト、 上卿に下給された後上卿 人選はまず大弁が史に命 『小右記』長元 後述) 弁官が諸司官 を引見

与しない点に注意しておきたい であるから、 人を決定する。さらに④で清書が作成され、大臣が覧じて確定するの このようにして弁官が作成した擬使文を②で大臣が覧じ、 検交替使選定の最終決定権は大臣にあり、 人選に天皇は関 ③で口頭で

る朝使一般の特徴と考えてよいのではなかろうか。 使者」が対比されていることから、こうした人員構成は八・九世紀に遡 らに『令集解』公式令49駅使在路条穴記が使・主典の構成を例にあげて 采女佐正八位多治比真人貞成」とあるのをそれと認定してよかろう。 (ユ) 主典という構成の初見は吉岡眞之氏が指摘したように、越中国官倉納穀 交替使の人員構成の実例は佐々木恵介氏の整理を参照されたいが、(3) 官以上并散位文章生等堪」事者」から選ぶ)し後日大臣に報告する。 は選定方法が異なり、 (壬生本『西宮記』第十二軸臨時一(甲)・定交替使事によれば「諸 次に⑤について。検交替使は使と主典各一人で構成される。 喪葬令7官人従征条朱説でも「有;|使主典;|使者」と「无;|主典 「大同二年九月十四日 使は大臣が定めるのに対し、主典は大弁が選定 〈主典蔭孫大初位下阿保朝臣氏丸〉 使と主 使 さ 使 検

次に⑥・⑦について。使・主典は太政官組織で選定し、宣旨によって次に⑥・⑦について。使・主典は太政官組織で選定し、宣旨によって 選定儀における式部省の役割は召名の作成に限られる(あるいは、形式 選定儀における式部省の役割は召名の作成に限られる(あるいは、形式 とはいえ式部省による召名作成が必須だった)という点に注意を喚起上とはいえ式部省による召名作成が必須だった)という点に注意を喚起上とはいえ式部省による召名作成が必須だった)という点に注意を喚起上とはいえ式部省による召名作成が必須だった)という点に注意を喚起上とはいえ式部省による召名作成が必須だった)という点に注意を喚起上とはいえ式部省による召名作成が必須だった)という点に注意を喚起上とはいえ式部省による召名作成が必須だった)という点に注意を喚起上とはいえ式部省による召名作成が必須だった)という点に注意を喚起上とはいえ式部省による召名作成が必須だった)という点に注意を喚起している。

した公卿(中納言道方・参議朝経・同資平)に問うたところ、彼らは発候補者の中から選定することになったが、上卿実資が誰にすべきか出席た擬使文に載せられた佐渡・長門・伊予それぞれ三人(伊予は不明)のある。『小右記』治安二年五月三日条の検交替使定では、大弁が提出しり二点補足しておきたい。一点目は人選における恣意の介入についてでり二点補足しておきたい。一点目は人選における恣意の介入についてで以上が検交替使選定儀の手続きであるが、さらに選定儀の実例等によ

言しなかった。重ねて諮問したところ、大弁藤原朝経は

不」然忽改者。 作,失,官物,謀上事為,流例。近代只我良等従者相稱為,交替使、作上失,官物,謀上事為,流例。

国司申、 途指南 った点には留意すべきである。 に見えるが、 からうかがえる手続きでは人選に後任国司の恣意が入る余地はないよう えって公益があるのでないかと指摘しているのと一致する。 得た者を任命するといった状況になっており、令任用分付方式の方がか が流例となっているとの認識がうかがえる。これは 卒去国の受領が自分の郎等従者を交替使にし官物を失する謀を企てるの と答えたという。この発言の意図は不明な点もあるが、この時代の前司 (前司卒去国申停交替使事)に「而近年為」失,,官物,申請、 定||得」意者||」と、検交替使の人選は国司の申請のままに意を(当) 実態としては後司に都合のよい者を任命することが可能だ 『北山抄』 巻十・ |西宮記 吏

には、ついてである。壬生本『西宮記』第十軸臨時二・宣旨事(諸国詔使事)ついてである。壬生本『西宮記』第十軸臨時二・宣旨事(諸国詔使事)二点目は弾正台官人を検交替使として選定する場合の特殊な手続きに

宣・内侍宣等 ; 也。但至;;;于差,;定弾正官人,`奏聞勅許之後、上召,;仰疏,`台官者不」奉;

にも 下す。壬生本『西宮記』第十二軸臨時一 とあり、 官人」者、 と、派遣の旨を奏聞し勅許を得た後、(宮) 「有」,弾正官人,者、 弾正台官人を詔使に選定する場合の手続きがある。これによる 上卿着;;左衛門陣 先令」奏…事由い |仰」、『北山抄』 上卿が疏を召し、左衛門陣で仰せ (甲)・定交替使事に 召 巻六・備忘略記(下宣旨事) |疏於左衛門陣 |仰」之」な 「遣…弾下

年

どとあるのも同様の手続きをしており、 の許可を得る必要があったのである ることはなかったのだが、弾正台官人を使者とする場合には上奏し天皇 続きと一致している。 で少忠藤原定遠を検交替使とする旨を伝えているのも、 (九三九) 六月四日条で、 通常の選定儀では任官者が選ばれた後に上奏され 上卿が左衛門陣に弾正疏惟方を召し、 実例として『本朝世紀』 儀式書が記す手 天慶二 口頭

仰せる伝達方式がとられたのだろう。(3) ることを意味している。そのため上卿が左衛門陣に弾正疏を召して直接 官宣旨が下されることはなく、 所」行也」などとあるように、 二・宣旨事に「但彼台申云、 旨に「下弾正宣旨 ないとされている。 さらに右に掲げた 〈不」奉二弁史宣、 これは壬生本 『西宮記』によれば、 不」奉||弁史伝宣等||云々。但依||官符宣旨 弾正台へは弁・史を経て伝達される下弁 太政官符か、 依;;官符;所,行也)」、 [西宮記] 弾正台官人は 弾正台へ直接上宣が下され 第九軸臨時 同第十軸臨時 宣 $\widehat{\mathbb{Z}}$ を受け 諸宣

という職掌のゆえに、 日記に記している。こうした例からは、弾正台が官人の非違を検察する 使者を決定していたが、 は行俊の能力に疑問をもっていたのである。 選定したが、 た万寿元年十一月二日の交替使定では、 先例の多い二省丞や弾正忠ならなおさらである、と述べられている(31) 非が問題となった。 (一〇二九)八月の実例では、 弾 彼の任命については奏聞を経て天皇の認可を既に得ていたが、 弾正台の官人という理由だけで選ばれ奏上されるのはおかしい」と 検交替使は厳重であるから史を派遣することに問題はない、まして 一定台官人が特に検交替使に選ばれることについては、 駿河交替使に任じられた弾正忠橘行俊について問題となっ 史を詔使とすることについて前例を調べさせたとこ 地方官の監察を任務とする朝使に任命されること 最近はそうではない。 伊勢検交替使に官史を任命することの是 駿河・但馬・因幡の検交替使を 実資は、 公事に不熟の者であって 「かつては合議で 長 元二年 実資 ま

> ば、 台が派遣されるのが例となっていったのだろう 畿内への遣使が一般化するのは九世紀以降であるという。(33) が一般化していたことがわかる。 0 台官人任命はこうした流れに由来し、 弾正台は大宝令・養老令の法意としては京内のみを管轄範囲とし、 ために台官人を畿内に派遣する規定があるが、 延喜弾正式127遣五畿内条には犯罪 法に明るく糺察能力のある弾正 佐藤全敏氏によれ 検交替使の弾

発

延喜式からみた朝使選定儀

そこで見た特徴は朝使全般のものと見られる部分がかなりあるように思 二年 れる。朝使派遣制度を整備した 前章で十世紀における検交替使選定儀の具体像が明らかになったが、 (八二五)五月十日太政官符には 『類聚三代格』 諸使并公文事所収天長

わ

太政官符

定 詔使・ 官使 事

更限 猶為 問民苦并訴等使、 宜 臨 累 勘 右頃年之間、 問 」年懐」愁、 定定 界、 |官使。 事之軽重。 |使色| 以粛ー将来。 其巡察・覆囚・ **捍侮之辞触** 豈如↘此乎。 但遣使之旨出 為レ推 路次之駅空渡山迎送。 (下略 並准 類多端。 左大臣宣。 民訴 |詔使之例。 遣 於 遂乃使旨不 |使四方、 奉 勅 語 賑給・ 稍尋 刺、 即是等所謂詔使而已。 或国司等対二捍使者 検税・交替・畿内校班田 二其由、 検損田 展、 度」時立 徒然引帰。 縁レ無 ・池溝・疫死等使 制、 使威。 古今攸 冤屈之民 不, 不 詔使 貴 可

出 目的とするとされている。 とあり、 使 (職制律29受制出使不返条)、 朝使を詔使と官使に分類することで使者の権威を高めることを 詔使は律令に規定された用語であり、 「奉勅差使」 (儀制令6文武官条) な 「受詔

が選定する」という意味ではない点に注意したい。これらの区分は詔使 どとあるように、天皇の命を受けて派遣される使者の意である。「天皇(3) 、の対捍を律により罰することを目指したのであろう。

すれば、 である。 まずとりあげるのは、 使全般に一般化するため、 詔使全体の特徴である可能性がある。そこで前章で見た特徴をほかの朝 (ミシ) ているが、 般的になる。「序」で示したようにこの時期には朝使の派遣は縮小さ 検交替使を除けばほとんど見られなくなることによるのだろう。と 右の官符では検交替使以外にも六種類の朝使が詔使に分類され 検交替使選定儀に八・九世紀に遡る要素があるならば、それは 摂関期になると、単に「詔使」といえば検交替使を指すのが 朝使の選定全体を規定した延喜太政官式45差使条 延喜式における朝使選定規定と比較したい。

凡応 中事大臣簡奏、 訖即退出、 太政官」者、 訖即其文入;;太政官,更写;;一通;入;;弁官;発遣。其使廻日応」申;;務 差 丁使遣! 然後弁・史申」政如」常 先以、状申;;弁官。 諸国 少事令上弁官仰二式部一簡点 一者、太政官先以」状奏聞。 即弁・史等率引就、座。 省即録」名直申 大事臨時奉」勅定 先申 使政 ||大臣| 名、

内容を整理すると、 以下のとおりである。

1 に応じて三つに分けられる 太政官が「状」をもって上奏する。 選定の方法は案件の重要度

大事:天皇の指示により定める。

中事:大臣が選び選定する。

/事:弁官が式部に仰せて選定させる

②式部省はその名を録し直接大臣に申す。 擬文は太政官 (外記)

> に入れ、 一通を写し弁官に入れる。

③弁官局で官符を作成し発遣する。

使の帰朝報告を行なう。 史は朝使を引率して公卿聴政の座に就かせ、 ④ 使者は帰還後に太政官に「状」を作成して弁官に報告する。 一般政務に先だって朝

弁

り、 喜太政官式49賑給使条には、(空) 交替使選定儀も参考にすれば、 事・中事における朝使の選定手続きが不明確になってしまい疑問があ 少事にのみ関わるものと読まれているようである。しかしその場合大 てにかかるとみてよい。同様の手続きを特定の使者について規定した延 名を式部が作成したと考えられる。つまり②は大事・中事・少事すべ る。 おきたいのは、①と②相互の関係である。 選定手続きである①②に関して検討を加えておきたい。まず確認して ③官符作成と④帰還報告については後述することとして、 式部選定の少事はもちろん、 大事・中事・少事が具体的にどのような区分なのかは不明だが、検 ②は式部省による召名作成のことであ 天皇・大臣による選定の場合でも、 通説的には②の規定は①の

凡遣 臨時縁急之使亦同。 弁官修」符請印。 |賑給使、 奏 訖五日内使者発去。 国解 | 訖即仰||式部|。二日之内進||擬」使文| 若致 ||闕怠| 者、 尋い情勘当の 同日

解を上奏することも、 とあり、 省の強い関与のもとに行なわれたのである。なお、賑給使派遣申請の国 やはり召名のことであろう(前章で触れた弁官作成の「擬使文」とは異 朝使の任命は通常の任官儀と異なる特殊な手続きを経て、式部 「擬使文」を式部省が太政官に進上するが、この「擬使文」は 検交替使の派遣申請と同様である。また、

文」=召名の作成と弁官への送付については延喜式部式上82擬使条に、

凡擬」使者、丞申;;大臣;之後、其名簿令;;録進;;太政官;、史生進;;弁

条に、 た規定と考えられるが、主典の人事については延喜式部式上84主典算師これは先に見た使・主典という人員構成のうち、使の選定について述べに提出し、写し一部を史生が弁官に提出するという流れであったらしい。とあり、式部丞が大臣に召名を申し、その後録が召名を太政官(外記)

△名申→省、省申;太政官;凡諸使所→請主典・算師者、使人簡; 諸司主典已下応→堪→事者、録

合があったのだろう。 合があったのだろう。 合があったのだろう。 合があったのだろう。 合があったのだろう。

成や主典の選定を弁官が行なっており、式部省は人選に関与する余地がた十世紀以降における検交替使選定儀とはいかなり一致しているようにか。両者を比較すると、選定儀全体の流れはかなり一致しているように見え、継承関係を認めてよいと思われるが、大きく異なるのは式部省の見え、継承関係を認めてよいと思われるが、大きく異なるのは式部省のり、大臣が選定する中事以上の場合も式部省が召名を作成し最終的な確り、大臣が選定する中事以上の場合も式部省が召名を作成し最終的な確り、大臣が選定する中事以上の場合も式部省が召名を作成し最終的な確り、大臣が選定する中事以上の場合も式部省は人選に関与する余地がた。一世紀以降にあるのだろう。

が、

と思われるためである

は式部省の強い関与という点で式部判補と手続きを同じくする面がある

式部省が任命主体となる式部判補の手続を検討したい。

朝使の選定

以下で別の論点も踏まえて述べたいと思う。ない。この変化は式部省の職務の後退に対応したものと考えるが、次章

て意味がある特別な政務であったと言うことができるだろう。 手続きであるとされている。 との君臣関係を基本とする官人秩序を維持するための政務で用いられた る重要な案件の上申に用いられ、 点を指摘しておきたい。 直接上卿に申政する三省申政(直申型)の形態をとると規定されている 条で考選目録や六位以下位記請印、 最後に、 ②における式部省の上申について、 三省申政 とすれば、 吉川真司氏によれば、三省申政は天皇 式部判補などと同じく弁官を介さず (直申型) は官人の考選・叙位に関す 朝使選定も天皇との関係にお 延喜太政官式2庶務申官

朝使選定と式部省・任符

 \equiv

ている点に注目したい。おいて確定した使・主典の名を式部省が清書した文書が「召名」とされおいて確定した使・主典の名を式部省が清書した文書が「召名」とされ第一章で見た『西宮記』における検交替使選定儀の検討に戻り、⑦に

して行なわれていた八・九世紀の遺制と考えられるのではない 定において式部省が召名を作成することは、 奏覧をもって任官が確定するという意味を持った。(32) るものであり、 官名を列記した大間に任官候補者名を記入し、 この点をもう少し掘り下げるため、 平安時代における勅任官・奏任官の任官銓擬の場である除目では、(31) ストが清書される。この清書された文書が召名である。召名本来の意 任官儀において読み上げて当該官人に任官の事実を口頭で告知す 召名儀が形骸化した十世紀以降においては召名の作成と やや本筋から外れることにはなる 朝使選定が式部省の職務と 上奏を経て正式な任官者 とすれば、 朝使の選 闕

宮記』による一分召の次第は以下の通りである。 田原氏の論によりつつ本稿の関心に沿って改めて整理したい。まず 務である一分召の様子を前田家巻子本『西宮記』巻三:二月(一分召 分召については既に田原光泰氏による詳細な研究があるが、ここでは 八・九世紀の式部判補の実態の分析は史料的制約により困難である 十世紀以降については、この時期の判任以下のポストを任命する政 大永本『西宮記』第九冊・一分召時宣旨事から知ることができる。 园

(1)

させ、 勅を奉り、諸司所々に命じて申文(諸司所々奏・公卿請文)を提出 式部卿が殿上の丞を通じて一分召を行なう旨を奏上する。蔵人頭が (蔵人頭が?)選定し奏聞させる。内給案文は内給所に下す。

② 当 日

は式部輔を陣の膝突に召し宣旨を下す(目録を控える)。 上卿を召し、宣旨を給う。 旨抄」を参照しつつ申文を選定し、返奏する。勅許を得た後、 上卿は「一分之闕国補任帳」と「年々宣 上卿

0)

薦者の決定方法と、その結果の式部省への通達の場面のみを述べている 全体の召名を式部省が作成するのである。 らをとりまとめ、さらにそれ以外の史生等の任官者を式部省で決定し、 前に上奏を経て決裁済みの文書が式部省に提出されるが、 点である。内給、 は、この手続きは内給・公卿給などの推薦権を持つ天皇や公卿による推 上が『西宮記』における一分召の次第であるが、ここで注意すべき 公卿給、 一部の諸司の史生などについては、 式部省はこれ 一分召以

おいて任官儀の文書について定めた養老公式令84任授官位条には おきたい。特に注目するのは任官儀で使用される文書である。 このような一分召の特徴を考えるため、奏任以上の任官儀を確認して 律令制に

> 凡任 有二転任身死及事故、以、理去、任者、即於二簿下、朱書注之。(後略) 貫属年紀、造、簿。 授官位 者、 所 〈其任官簿、 |任授||之司、皆具録||官位姓名・任授時年月・ 除,, 貫属年紀。》官人連署印記。若

くのだが、佐々木恵介氏は補任帳の用途を「任官後の異動を記録して次(ミラ) 平安時代の除目の場で用いられる補任帳と同一内容であるという。 とあり、 日以内に勘合する過程で作成されるのが補任帳であるとする。 には「凡除目簿案一通、 が通達されていることが前提となっていて、さらに式部上23除目簿案条 回の任官の参考とするためのもの」とし、それは式部・兵部に任官結果 されており、その年の間に欠員・補充が生じるたびに朱で訂正されてい 帳には全官職名とそれに任じられている者の位階姓名・任命年月日が記 古記)。玉井力氏によれば、ここに見える「任授簿」(任官簿と授位簿) 「任授簿」を「所任授之司」すなわち式部・兵部が作成する 「除目簿案一通」が任官儀で大臣から渡される任官結果で、 任命される官人の官位姓名・任命年月・貫属年紀を記録した 除目後五日内加||勘合|、進||弁官|」とあり、 (同条集解 これを五 は、

ためとすればうなずける(任符については後述)。 では弁官に提出とされていたのと異なるが、弁官への提出が任符作成の 目)によれば、「除目簿」=召名は任官儀後に二省が正文を外記に提出 一方、平安時代になると、前田家巻子本『西宮記』巻二・正月下 写し一通は任符所に提出し、もう一通を蔵人所に提出する。延喜式

部式上14内外補任帳条を検討したい。 兵部省)であった。そこで補任帳の性格にもう少し踏み込んで、延喜式 このように、任官結果を受けて補任帳を作成するのは式部省 (武官は

毎年正月一日・七月 凡内外諸司主典已上、 一日進;;太政官。 及諸国史生・博士・医師・陰陽師・弩師補任 〈但蔵人所料、 六月・十二月

廿日進。〉 若有 改官及歴名錯謬 者、 以 レ朱側注。

対しては前年十二月二十日に提出することになっていた。これについて 正月・七月の一日に式部・兵部両省が太政官に提出するが、 『政事要略』巻二十八・年中行事十二月上所収蔵人式には これによれば、 内外所司主典以上および諸国史生などの補任帳は毎年 蔵人所に

部省加 **威人式云、** |進諸国一分已上秩満帳|。 十二月廿日、 式兵両省進 〈二省参」所進」之。 」内外官主典已上補 蔵人相遇取 任帳。 但式 解

帳は式部省が独自に作成する点を確認しておきたい とある。これを見るに、 式部省が一分已上秩満帳を蔵人所に提出することから、 内外諸司補任帳と一分等補任帳は別のものであ 一分等補任

受業解文条および延喜式部式上17注本業条には 補任帳に関連する文書としては他に補任解文がある。 延喜太政官式25

凡諸国博士・医師補任解文并補任帳、 凡諸国受業博士・医師補任解文并籤符、 姓名之下、受業者注二各本業。 名下注 各本業

部省は、 もその記載がない。そのため任期や給与の誤りが生じている。そこで式 記事がある。それによれば、 れについては とあり、 ・任期が異なるが、 「某生」と注記し、 受業者の 補任帳のほかに補任解文なる文書があったことがわかるが、 『日本三代実録』 「補任解文」の姓名の下にそれぞれの本業を明確にし 「補任」では受業・非業の区別がわからず、 任符にもその旨を注載することを申請し、 国博士・国医師などは受業・非業の別によ 仁和元年 (八八五) 三月十五日条に関連 任符に これが . ح

> 要する官職だけに関する推薦状のようなものではないかと推測する。 この記事を見る限り、 況をまとめた最新の補任帳を作成し、 弁官に送るのである。これとは別に、 れらをもとに式部省は一分等を任命し、 制度化され延喜式に定着した。この他に補任解文の用例は見えない(※) 補任解文は博士・医師など特に学術知識や技術を 式部省で保管するのだろう。 召名をもとに全一分官人の任官状 任官者をまとめた召名を作成 そ

と考えられる。 力を発揮していることからも、式部判補は全て式部の責任で行なわれた 験条に見える式部の公験の書式には、 省内の資料のみで補任帳が作成されたと考えられる。 このような手続きのもと、 式部判補は式部省のもとで任命され、 式部の次官と主典の書名だけで効 延喜式部式上111 式部

二十三日の太政官処分によって、早くも令制が改められて奏任以上に対 について、 皇・公卿の特権として任命権が分割されている。 省の役割は明確になったとも言えるが、 は官判任と式部判補のみとなった。(41) する式部省の銓擬権が太政官に奪われ、 遣検交替使事に注目すべき記事がある。 式部省の人事への関与の変遷を見ると、 十世紀には式部省の権限がかなり縮小されているのである。この点 朝使との関連で壬生本 『西宮記』 逆にこれにより一分等に対する式部 式部省が銓擬権を行使できるの **「西宮記」** 第十二軸臨時 大宝元年 田原氏が指摘したよう の段階になると、 (七〇一) 七月 天

件使 召中立之上云々。 ・主典等上古省簡 定其人、 進 |官名簿。 而令上官被上定

う。 たが、最近では太政官が選定して式部省に下達することになったとい これによれば、 これは朝使選定儀が延喜式の方式から西宮記の方式へと転換した事 朝使はかつて式部省が選定し太政官に名簿を提出して

11

書きであろうか

通達するための文書であるが、 ものであろう。 使の身分を証明する文書と思われるが、私見によればこれは往来の供給 いる。これは式部に下達する宣旨の原型ないし控え、あるいは官符の下 階に作成されたと思われる「補任文」とされる文書が同書に収載されて このような官符を使者が携行したと見てよかろう。 う通達した文書で、 日太政官符がある。これは近江国司宛に検河損使・主典の処分に従うよ 使に発せられた官符の実例は管見の限り見られないが、類例と思われる ることを証明する点に本質があったことが明らかにされている。 検交替 とで往還の供給を受けたこと、任符に内印を捺すことで天皇の使者であ や現地での任務遂行などの証明に関するもの、 等が記載されていたことは疑いなく、請印によって効力を発する検交替 ため変更可能であるとされている記事がある。官符に交替使本人の姓名 官符」に注目したい。この官符がいかなるものかが問題となるが、 部省は従来の名残として召名の作成のみ行なうこととなったのである。 擬使文作成と大臣による決裁、主典は弁官の選定によることになり、 たのであろう。それが式部省の役割の縮小に対応して、使は弁官による だ擬使文を作成し、その中から事の重大さに応じて天皇や大臣が選定し 情を説明した記述と考えられ、おそらく本来は式部省が数人に絞り込ん 以上を踏まえた上で、さらに⑧で召名を資料として作成される「内印 『小右記』治安三年十一月二十三日条に、 後司が使者の変更を申請したところ、まだ官符の請印をしていない 『類聚符宣抄』第八・損亡事所収延喜六年(九〇六)六月二十二 任符は国司など外官の任命後に、 末尾に駅鈴の剋数を記している。検交替使の場合も 近年では任符を任官者自身が携行するこ 交替使が病気により下向せ おそらくは任符のような 任官の事実を赴任先に なお、 本文書の前段 式

作成し、 奏任以上の官の任符については、 請印のため外記局に送付、 外記局は正月一日に提出された前年 弁官が召名をもとに任符 (籤符)を

> う手続きをとったと考えられている。(43) 変更が加えられることになった。 の補任帳と照合し、 『続日本紀』天平元年(七二九) 最新の補任状況を把握した後で請印に入れる、とい 五月庚戌条の太政官処分で大きな制度 一方、式部判補の任符については、

補任已訖、 太政官処分、 |省符\ 符内仍偁||関司勘過|。 具注: 交名; 准 令、 諸国史生及傔仗等、 申,,送弁官、更造,符乃下,,諸国 。自レ非;」弁官「 式部判補。 不い合っ |此語 赴任之日、 自今以 後、 例

下

明知,其補由、然後請印」とある規定に継承されていく る「内印官符」も、検交替使の任符に類するものであったと見てよかろ 官式26籤符印条に「凡諸国史生・博士・医師籤符、 名か)を作成して弁官に送付し、 作成し諸国に下すこととした。これ以後、式部が式部判補の補任名簿(召 てはならないから、今後は補任後に「交名」を弁官に送り、 いたが、式部省符に用いられる「関司勘過」の字句は弁官以外が使用 これらを踏まえれば、検交替使選定儀において召名をもとに作成され 諸国史生や傔仗といった式部判補は、従来赴任時に式部省符を下して 任符を作成することとなり、 外記勘 弁官で符を 会補任帳 延喜太政

検交替使の出立と復命

地での朝使としての権威を保証していたのである。

74

う。

朝使にも任符があり、

これによって交通の便をはかるとともに、

現

国 らない。ただし延喜太政官式46遣和泉使条に「凡遣 降 .の検交替使の出立についてはわずかに壬生本 『西宮記』 第十二軸臨時 最後に、 給 (甲)・定交替使事に「使就,,外記,受,,駅鈴,」とあるのみでよくわか |駅鈴| 」とあることから、 検交替使の出立と帰還時の政務報告を見てみたい。 畿外に出立する使者が外記庁に赴き駅 ||和泉国 二使、 十世紀以 外

に付す便送文書を受け取るためである。り、朝使は出立前に太政官に立ち寄ることになっているが、これは朝使り、朝使は出立前に太政官に立ち寄ることになっているが、これは朝使令80京官出使条には「凡京官以,,公事,出,使、皆由,,太政官,発遣」とあ鈴を受け取るのは朝使一般の性格と見てよさそうである。なお養老公式鈴を受け取るのは朝使一般の性格と見てよさそうである。なお養老公式

凡遣,,諸国,使、式部申、官之後、若有,,稽留、弁官催発

官人、 が延喜式部式上85擬使称病条にある その任務に集中し迅速に出立すべきとの認識を反映したものであろう。 になるから、 められたのである。延喜式部式上83不上本司条に(4) 促し発遣するとある。「式部官に申すの後」 に提出した後ということであろう。 式部省が太政官に申した後、 朝使に選定された後で病などの理由で出立しなかった場合の規定 申」官之後、 任符が請印された後、 不、上、本司、」とあるのも、 使者の出立が遅れた場合には弁官が催 それはつまり官符作成後ということ 使者はすみやかに出立することが求 とは式部省が召名を太政官 使者に選定された者は 「凡遣 諸国 使諸司

虚実、相換更申。若有;|欺詐;|者、依_法科罪。凡諸司官人及雑色等擬_使、直申;|太政官;| 其後若称_病者、省勘

宣旨では、「検諸国交替・不堪佃田・損田使等」で病により赴任しないととしたのである。なお、『別聚符宣抄』承平七年(九三七)九月八日を選定し太政官に報告し、もし病が偽りであったならこれを処罰するこ病と称し出立しなかった場合、式部省がその虚実を勘じた上で新たな者にれによれば、式部省が使者を選定し太政官に報告した後でその者が

年九月二十四日条に、摂関期には式部省による人選は弁官に移っているが、『小右記』万寿二者は、百二十日を過ぎたら解官するとしている。前章までで見たように

遣右大弁許。又更於||仗座|無;|定書之例。仍所;|宣下;也。 駿河詔使大舎人允政孝遭喪替、以;|東市佑賀茂為正;|可;|宣下;由示

儀を行なう必要はなく、弁官が定めることとされている。 とあり、詔使(検交替使)の遭喪による代官を選定する際には再び選定

してみたい。まずは関連史料を列挙しよう。ことができる。そこで検交替使返事儀の次第を復原し、その特徴を検討儀(帰朝報告)の作法が記されていて、その様子をかなり具体的に知る一方、朝使の帰還に関しては、『西宮記』等の儀式書に検交替使返事

|生本『西宮記』第十二軸臨時一(甲)・申交替使返事

壬

一、申二交替使返事一

使以 下::宣旨: 同 召 国使申返事。 有 音唯、 |弁官申文||者、 〈寸〉。 唯、 申文 退出。 申 同九年十月十日、二箇国使申。〉 着 (先参 <u>_</u>; 三 床 子。 可 被 ||官朝庁 々卿許諾之後、 使法申。 引 使先申。 申 レ弁之後、 主典読申。 〈天曆元年十二月五日、 下二上宣一令」申。 申 上卿云、 使主典立、版。 外記。 或用 縦 或次上 〈ヨシ〉。 二代官。 上.

壬生本『西宮記』第十軸臨時二・宣旨事

着座、 属為」使。 諸国詔使事 上卿下二 (事返事)申:[返事] 官旨。 〈検交替・損・不堪等之類。 請二代官 者、 申二一上卿公 閲使. 在 _此 中。 随 処分

『北山抄』巻六・備忘略記(下宣旨事・諸国詔使事)

不堪使如_之。 為_申,;送返事、請,;代官,者、随,;一上処分、下,;着座上卿宣旨。損

ノサイガレース

壬生本『西宮記』第十二軸臨時一(甲)・定交替使事

帰来時、於二官外記一申二返事。

を読申した。 (46) 典が報告書を読申する。上卿は「ヨシ」と言う。使は同音称唯し退出する。 する。弁官申政がある日に弁官に引率され、 に参加し自らの案件を読申する政務で、季禄目録・馬料目録・位禄目録 ある日に、中務省・式部省・兵部省の三省官人が弁官に引率されて聴政 が召す。使は称唯し床子に着す。使が法申(開始の合図)を行ない、 を行ないたい旨を申請する。許可が出たら外記に申政を行なう旨を通達 (引率型)と共通するものである。 検交替使返事の流れは以上のとおりであるが、この手続きは三省申政 以 帰還した検交替使はまず官朝庁(太政官曹司庁)に参り、 上の史料より検交替使返事儀の次第を整理すると以下の通りであ 三省申政 使・主典が版に立つ。上卿 (引率型) は、 公卿聴政が 帰朝報告 主

同日検交替使申,,返事,前後事

長和五八廿七、政、権中納言行成・参議道方参入。三ヶ日交替使申,(国カ)

詔使申後可」有;|尋常政」者。但不」注;|法申前後。 上懇懃与奪。返事、 次法 事 、次尋常政由申上。而上卿不;|甘心。 外記尋;|日記、(申タ)

『儀式』巻九・朝堂儀にも、さらにこのことは前章で見た延喜太政官式45差使条の内容④に相当し、とあり、尋常政に先だって復命儀が行なわれていたことが確認できる。

進就;;前版;(中略)諸司及使政畢帰却、弁官乃申;;尋常政;。若引;諸司及使;申¸政者、少納言‧左右弁及省輔并使五位已上、先

る口頭での帰朝報告はかなり古くから存在していたと思われる。 たと考えられるのである。この点は吉川聡氏が述べるように、朝使によとから、帰朝報告はほぼ同様の手続きが律令制当初から行なわれていたとあり、八・九世紀に行なわれたとされる朝政においても認められることあり、八・九世紀に行なわれたとされる朝政においても認められるこ

こうした使者による帰朝報告の古いあり方を記紀神話の中に求めれて、こうした使者による帰朝報告の古いあり方を記紀神話の中に求めれて、そこでついに大己貴神は子の事代主神の意向を聴き服従することとた。そこでついに大己貴神は子の事代主神の意向を聴き服従することとた。そこでついに大己貴神は子の事代主神の意向を聴き服従することとた。そこでついに大己貴神は子の事代主神の意向を聴き服従することとた。そこでついに大己貴神は子の事代主神の意向を聴き服従することとた。そこでついに大己貴神は子の事代主神の意向を聴き服従することとた。そこでついに大己貴神は子の事代主神の意向を聴き服従することとた。そこでついに大己貴神は子の事代主神の意向を聴き服従することとた。そこでついに大己貴神は子の事代主神の意向を聴き服従することとた。そこでついに大己貴神は子の事代主神の意向を聴き服従することとた。そこでついに大己貴神は子の事代主神の意向を聴き服従することとた。そこでついに大己貴神は子の事代主神の意向を聴き服従することとた。そこでついに大己貴神は子の事代主神の意向を聴き服従することとた。そこでついた大己貴神は子の事代主神の意向を聴き服従することと

「カエリゴトモウス」との和訓が付されている点は興味深い。律令制以一か、『日本書紀』の記述に見える「報聞」「復命」「報命」は、いずれも帰還後の使者による報告の重要性を強調するのは超時代的ではある

れる。 そうした復命儀は「カエリゴトモウシ」として口頭でなされたと推測さ いると見ることも、 政務の変遷とともに推移し、 政務報告に優先して行なわれたのだろう。これが平安時代以降の太政官 は口頭によるカエリゴトモウシが重要だったのであり、そのため通常の 前から地方へ派遣された使者の復命があったことは当然推測されるが 朝使は解形式の文書を作成し提出する義務があったが、本質的に 延喜太政官式52報書条には あながち無理な推測とはいえないと思うのである。 最終的に検交替使返事儀の中に消化されて 「凡出」使申二報書」者、 皆作」解」と

5

結語

朝報告の分析から、 使の身分を保証するための任符が存在したことなどを指摘し、 もない平安時代には大臣―弁官のみで任命されるようになったこと、 定は式部判補の手続きと共通性があること、式部省の人事権の縮小にと あると考えた。そして延喜式の朝使選定方法と比較した上で、 らかにし、それが朝使全般の特徴として見ることのできる部分がかなり 本稿では平安時代の検交替使の選定手続きや出立、帰還の具体像を明 口頭行政の遺制を抽出した。 さらに帰 朝使の選 朝

けなど残された問題も多いが、 て明らかにし得た点は少なからずあると思うが、推測にわたる部分も多 ○世紀以降の史料を用いて新たな知見を加えようと試みた。事実とし 従来の研究が八・九世紀の史料から朝史の構造を論じたのに対 また古い要素の遡及にはなお精査が必要だろう。 全て今後の課題として擱筆する。 朝使全般の意義づ

註

1 社、二〇一五年、初出一九九一年〕、「『続日本紀』にみえる遣使記事」〔同書、 出一九八〇年〕がある 代表的なものとして、渡部育子「八世紀の遣使」〔『律令国司制の成立 』 同成 初

- 2 二〇〇九年、初出二〇〇三年 有富純也「百姓撫育と律令国家」〔『日本古代国家と支配理念』東京大学出版会
- 二〇一七年、初出二〇〇二年・二〇一六年を改稿 市大樹「朝使派遣の構造と展開」〔『日本古代都鄙間交通の研究』塙書房

3

4

- 八四三、二〇一八年〕。 拙稿「市大樹著『日本古代都鄙間交通の研究』 (書評と紹介)」[『日本歴史
- 度の一側面」〔『日本古代の官司と政務』吉川弘文館、二〇一八年、 〔『古代文化』二七―四、一九七五年〕、佐々木恵介「摂関期における国司交替制 吉岡眞之「検交替使帳の基礎的研究」〔『古代文献の基礎的研究』吉川弘文館 九九四年、初出一九七五年〕、菊池礼子「令任用分付実録帳と交替実録帳」 初出一九八九
- 『西宮記』第十二軸臨時一(甲)・定交替使事にも同じ宣旨が収載されている。 『朝野群載』巻二十六・諸国公文中所収。このほか、『別聚符宣抄』及び壬生本

7

6

- 交替使派遣申請の申文が一上を経て上奏されたことがわかる。「無続文」はこの 替使」文〈申、一上、奏〉無、続文、」という表題がつけられていることからも、 申文に先例を貼り続がないという意味だろう。 『朝野群載』巻二十六・諸国公文中所収天暦七年六月十三日宣旨には「申 検
- 『小右記』治安二年(一〇二二)四月三日条。

8

- 9 『小右記』治安三年八月十七日・二十二日条。
- 10
- 11 例えば『小右記』治安二年五月三日条では「擬交替使事出文」と呼ばれている。検交替使選定儀は吉日を選んで行われた。『小右記』治安二年四月十七日条。
- じものか。この例では各国二人の名が記されていた。 『小右記』万寿四年(一〇二七)二月十九日条にみえる「交替使略定文」も同
- 佐々木恵介前掲註(5)論文二五六頁表14

13

 $\widehat{12}$

 $\widehat{16}$

- 吉岡眞之前揭註(5)論文三四八頁註(11)。
- <u>15</u> 14 宣〉」とある。 壬生本『西宮記』第九軸臨時一(乙)・諸宣旨(下式部宣旨)には 「交替使 官
- ことを意味するか。西本昌弘「『北山抄』巻十の錯簡とその復元」〔『日本古代の 田永正本や九条家本にもないのは、公任によって作成された清書本で抹消された 物」の下に「申請詔使不然之時依有事」があるが、この文は次行冒頭の抹消され 読むが、検交替使は国司が定めるものではないため、従えない。なお、自筆本は「官 指南』(東京堂出版、一九九六年)は「随いて国司は意を得る者を申し定む」と の祖本が落としている?)。この箇所について阿部猛編『北山抄註解 年中行事書と新史料』 「随」の字は自筆本のみにあり、前田永正本や九条家本は落としている(共涌 「煩申停也」(「所」と傍訂)につながるもので、 吉川弘文館、 、二〇一二年、初出一九九五年] 同様に抹消すべきである。 は清書本は作 卷十吏途

- れる。
- 前掲註(5)の各論文を参照。 国司とともに令任用分付実録帳を作成し前司受領の定数によって分付すること。 の任用分付方式とは、前司卒去時に検交替使の派遣を停止し、前司同任の任用
- 官人は他職を兼務することができないとされていることに由来する。任条に「凡台疏以上、自」非二別勅、不」得□権任□他務□」と、別勅がなければ台条参照。弾正台官人の派遣に特に勅許が必要とされるのは、延喜弾正式40不得権(18) 検交替使選定儀以前に奏聞されていたか。後述『小右記』万寿元年十一月二日
- (1) 早川庄八『宣旨試論』〔岩波書店、一九九〇年〕二五九—二六八頁も参照。
- ている。 嘉記「平安後期官使派遣の特質」〔『ヒストリア』一九二、二〇〇四年〕が検討し 検交替使,已為¸法」とある。なお、本文で掲げた史の派遣例については、小原 (孔)『小右記』長元二年八月十日条。同長元二年八月六日条にも「以,弾正忠,遣..
- (22) 『小右記』万寿元年十一月二日条。
- 台の畿内派遣が制度化されていたとする。だし黒須利夫「弾正台と畿内」〔『史境』六三、二〇一一年〕は、大宝令以後弾正3) 佐藤全敏「弾正台と日本律令国家」〔『日本史研究』六〇一、二〇一二年〕。た
-) 市氏は「奉勅の使者」と呼んでいる〔前掲註(3)論文五三一頁〕
- 十二月七日条で、交替使と損田使が同時に選定された例がある。 はも詔使と同様だった可能性がある。なお、『貞信公記抄』延長二年(九二四)法も詔使と同様だった可能性がある。なお、『貞信公記抄』延長二年(九二四)長二年五月十日太政官符では損田使は官使に分類されているから、官使の選定方同」と註されており、損田使も同様の手続きで選定されたことがわかる。前掲天 間掲壬生本 『西宮記』第十二軸臨時一(甲)・定遣検交替使事には「損田使亦
- (26) 市大樹前掲註(3)論文や、集英社『訳註日本史料』当該条補註など。
- 一一○─九、二○○一年〕を参照。 (27) 賑給使については野尻忠「律令制下の賑給使と地方支配機構」〔『史学雑誌』
- 令、握而已」とあるのも参考になる。()の「令集解」職員令13式部省条穴記に「使、謂凡諸使皆告」官、仰;式部・兵部(
- 代制度史論』吉川弘文館、一九八〇年、初出一九五八年〕を参照。) 地方監察における算師の活動については亀田隆之「奈良時代の算師」〔『日本古
- 初出一九八九年〕三〇―三二頁。(30) 吉川真司「律令官僚制の基本構造」〔『律令官僚制の研究』塙書房、一九九八年、
- 3) 早川庄八「八世紀の任官関係文書と任官儀について」〔『日本古代官僚制の研究』

- 岩波書店、一九八六年、初出一九八一年〕を参照
- 究』塙書房、一九九七年、初出一九九五年〕。 西本昌弘「八・九世紀の内裏任官儀と可任人歴名」〔『日本古代儀礼成立史の研
- 後、田原氏の説の引用はすべてこれによる。 田原光泰「九・十世紀における式部省」〔『延喜式研究』二一、二〇〇五年〕。』
- 二〇〇〇年、初出一九八四年〕二七〇頁。 玉井力「平安時代の除目について」〔『平安時代の貴族と天皇』岩波書店、
- 出二〇〇三年〕九五―九六頁。 佐々木恵介「古代における任官結果の伝達について」〔前掲註(5)著書、

<u>37</u>

36

35

34

33

32

- に改めたことがわかる。 『小野宮年中行事』正月所引の弘仁太政官式・弘仁式部式・貞観同(式部)式「小野宮年中行事」六月・式兵両省補任帳進蔵人所事より、蔵も参照。なお、『小野野宮年中行事』六月・式兵両省補任帳進蔵人所事より、蔵し、が野宮年中行事』正月所引の弘仁太政官式・弘仁式部式・貞観同(式部)式
- 業について〔『法学論叢』七八―一・二、一九六五年〕 (38) 国博士・医師の認容方法については中沢巷一「国博士・医師に於ける受業と非
- 「二頁。(40) 坂上康俊・武光誠「日本の任官文書と唐の告身」〔『史学論叢』七、一九七七年〕
- 訂〕。 (42) 市大樹「国司任符の伝達と受信」〔前掲註(3)書、初出一九九八年を大幅に補
- 市大樹「国司任符の発給」〔前掲註(3)書、初出一九九八年〕。
- ある規定に由来するか。 養老公式令79受勅出使条に「凡受」勅出」使、辞訖無」故不」得」宿;」於家」」と

44

 $\widehat{43}$

喪により代官を申請している。また、理由は不明ながら『小右記』長元五年十二 二十一年(九二一)九月七日宣旨に実例があり、検交替使主典算生秦繁覧が、遭(む) 遭喪による検交替使の代官については、『類聚符宣抄』第六・代官所収延喜

月二十四日条で、詔使の代官を前長門守定雅が申請した文書を、左少弁が実資の もとにもたらしている。

- <u>46</u> <u>47</u> て官人への賜禄に関する読申であ」るとするが、若干修正が必要である。 吉川真司前掲註(30)論文三〇―三二頁。吉川氏は「三省申政(引率型)は全
- 『本朝世紀』 天慶四年(九四一)十二月四日条に実例がある。
- 吉川聡「律令制下の文書主義」〔『日本史研究』五二〇、二〇〇五年〕。
- 頃に訓点が施されている。いま和訓について全面的に検討する余裕はないが、「カ 以上の和訓は図書寮本『日本書紀』による。図書寮本は永治二年(一一四二)

エリゴトモウシ」の和訓は他の箇所にも散見する。

 $\widehat{49}$ <u>48</u>

(東京大学大学院人文社会系研究科研究員、国立歴史民俗博物館共同

(二〇一八年九月一八日受付、二〇一九年二月六日審査終了)

研究研究協力者